

中野区公契約条例の適用状況及び令和5年度中野区公契約審議会の開催予定について

令和5年4月1日以後に締結した契約から運用開始となる中野区公契約条例の適用状況及び令和5年度の中野区公契約審議会の開催予定を報告する。

1 公契約条例適用件数 ※令和5年6月1日現在

(1) 工事又は製造の請負契約でその予定価格が1億8千万円以上のもの
0件

(2) 工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約のうち、その予定価格が1千万円以上のもの
68件

(3) 指定管理協定
20件

(1)～(3)合計 88件

2 公契約条例の遵守状況の確認方法

労働報酬の支払い状況や労働時間の管理状況等についての受注者及び指定管理者からの報告により確認(中野区公契約条例施行規則第10条)。

なお、労働条件等の遵守がされていない場合、労働者等は区又は受注者等に申し出ることが出来る(中野区公契約条例第10条)。

3 令和5年度中野区公契約審議会の開催予定

令和5年 8月	第1回中野区公契約審議会(諮問)
10月	第2回中野区公契約審議会
11月	第3回中野区公契約審議会
12月	第4回中野区公契約審議会(答申)